

# 一般社団法人新潟港振興協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人新潟港振興協会と称する。(以下、本協会という。)

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を新潟市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、新潟港の港湾施設の拡充、貿易の振興及び定期航路の育成等の施策を強力に推進することにより港勢の伸展を期し、地方経済圏の産業発展に寄与すると共に、常に海事思想の普及に努め、港内の環境整備を促進し、新潟港の健全なる発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 新潟港の整備促進及び運営について調査・研究を行い、関係機関に陳情等を行いその実現を図ること。
- (2) 定期航路の充実と新規航路の開設並びに貨物及び旅客の新潟港利用促進を積極的に図るための調査研究・セミナー・入港船歓迎に関すること。
- (3) 新潟港振興、海事思想の普及のための広報宣伝、啓発活動に関すること。
- (4) 港内の環境を整備するための流木、汚濁及び清掃対策の促進に関すること。
- (5) その他本協会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同し、入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 本協会の目的に賛同した有識者で、理事会の推薦により加入した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 年度当初に正会員の資格を有する者は当該年度の会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 総正会員の同意があったとき。

(任意退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出し理事会で承認を受けることにより、退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によってその会員を除名することができる。

(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(権利の喪失)

第11条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費その他本協会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げるときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の請求が理事にあったとき。

(総会の招集)

第 15 条 総会は会長が招集する。

2 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の 7 日（総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは 14 日）前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 17 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権及び決議)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出し、その議決権を代理行使させることができる。この場合においては、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第20条 理事会で定めたときは、正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録は議長が作成し、議長及び議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名押印するものとする。

## 第5章 役員等

(役員)

第22条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事(会長、副会長及び専務理事を含む) 3名以上21名以内
- (5) 監事 2名以内

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員のうちから選任する。ただし、総会

で必要と認めるときは、会員以外から理事5名以内を選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

#### (理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の会務を掌理する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事会・総会に出席し必要があると認められるときは意見を述べることができる。

#### (役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては総会において定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

2 常勤の理事及び監事の報酬は、理事会の決議を得て、会長が定める。

(名誉会長、顧問及び参与)

第 29 条 本協会に名誉会長、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、参与は理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問、参与は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は総会に出席して意見を述べることができる。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 30 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (4) 総会の招集に関する事項及び総会議事に付すべき事項の決定
- (5) その他法令で定められた事項

(招集)

第 32 条 理事会は会長が招集する。

2 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の日の 7 日前までに各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した書面により通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議に加わることの出来る理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることの出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

## 第 7 章 委 員 会

(委員会)

第 38 条 本協会は、事業の円滑な運営を図るため必要があると認めたときは、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が選任する。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 39 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める規程による。

## 第 9 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 40 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産の管理・運用)

第41条 本協会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。ただし、重要な財産の処分及び譲受けは、理事会の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、理事会の決議を経て総会で承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始日以降に予算が成立していないときは、会長が予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。ただし、この収入及び支出は、新たに成立した予算とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けたうえで定時総会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 会長は、前項の書類及び報告書について、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本協会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法



による。

## 第12章 補 則

(内規)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は篠田昭とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は平成23年4月1日から適用する。
- 5 本定款は平成26年5月20日より適用する。